法第３５条（避難施設等）

窓その他の開放できる部分の取扱い

クレセント等の手動開放装置が床面から高さ２m以内に設けられている開口部は、令１１６条の２第１項第２号に規定する「開放できる部分」として扱う。

フック棒による開放、電気式・電池式遠隔操作による開口部は、令１２６条の３第１項第４号に規定する「手動開放装置」とは取り扱わない。